

「従来型個室」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員ベースアップ加算
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	個別機能訓練加算Ⅰ	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用		
要介護1	第1段階	573	4	13	36	5	12	320	300	1,263	37,890		
	第2段階							420	390	1,453	43,590		
	第3段階①							820	650	2,113	63,390		
	第3段階②							820	1,360	2,823	84,690		
	第4段階							1,171	1,445	3,259	97,770		
要介護2	第1段階	641	4	13	36	5	12	320	300	1,331	39,930		
	第2段階							420	390	1,521	45,630		
	第3段階①							820	650	2,181	65,430		
	第3段階②							820	1,360	2,891	86,730		
	第4段階							1,171	1,445	3,327	99,810		
要介護3	第1段階	712	4	13	36	5	12	320	300	1,402	42,060		
	第2段階							420	390	1,592	47,760		
	第3段階①							820	650	2,252	67,560		
	第3段階②							820	1,360	2,962	88,860		
	第4段階							1,171	1,445	3,398	101,940		
要介護4	第1段階	780	4	13	36	5	12	320	300	1,470	44,100		
	第2段階							420	390	1,660	49,800		
	第3段階①							820	650	2,320	69,600		
	第3段階②							820	1,360	3,030	90,900		
	第4段階							1,171	1,445	3,466	103,980		
要介護5	第1段階	847	4	13	36	5	12	320	300	1,537	46,110		
	第2段階							420	390	1,727	51,810		
	第3段階①							820	650	2,387	71,610		
	第3段階②							820	1,360	3,097	92,910		
	第4段階							1,171	1,445	3,533	105,990		

(単位:円)

介護保険給付対象額に6.0%を乗じた金額となります
介護保険給付対象額に1.6%を乗じた金額となります

「多床室(相部屋)」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員ベースアップ加算
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用		
要介護1	第1段階	573	4	13	36	5	12	0	300	943	28,290		
	第2段階							370	390	1,403	42,090		
	第3段階①							370	650	1,663	49,890		
	第3段階②							370	1,360	2,373	71,190		
	第4段階							855	1,445	2,943	88,290		
要介護2	第1段階	641	4	13	36	5	12	0	300	1,011	30,330		
	第2段階							370	390	1,471	44,130		
	第3段階①							370	650	1,731	51,930		
	第3段階②							370	1,360	2,441	73,230		
	第4段階							855	1,445	3,011	90,330		
要介護3	第1段階	712	4	13	36	5	12	0	300	1,082	32,460		
	第2段階							370	390	1,542	46,260		
	第3段階①							370	650	1,802	54,060		
	第3段階②							370	1,360	2,512	75,360		
	第4段階							855	1,445	3,082	92,460		
要介護4	第1段階	780	4	13	36	5	12	0	300	1,150	34,500		
	第2段階							370	390	1,610	48,300		
	第3段階①							370	650	1,870	56,100		
	第3段階②							370	1,360	2,580	77,400		
	第4段階							855	1,445	3,150	94,500		
要介護5	第1段階	847	4	13	36	5	12	0	300	1,217	36,510		
	第2段階							370	390	1,677	50,310		
	第3段階①							370	650	1,937	58,110		
	第3段階②							370	1,360	2,647	79,410		
	第4段階							855	1,445	3,217	96,510		

※看取り体制加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)

看取り介護体制加算Ⅰ	1日につき	療養食加算(医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合)	
死亡日以前4日以上30日以下	144円		
死亡日の前日及び前々日	680円	6円/1回につき	
死亡日の当日	1,280円		
理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

◆利用者負担段階について

負担段階が令和3年8月～変更になっています。詳細は、厚労省のパンフレットも併せてご覧ください。

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者	資産要件
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)	預貯金が650万(夫婦で1650万)以下
第3段階①	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超120万円以下)	預貯金が550万(夫婦で1550万)以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超える方)	預貯金が500万(夫婦で1500万)以下
第4段階	利用者負担のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	

※但し、上記に含まれる方でも、預貯金が1000万円(配偶者がある場合は2000万円)を超える方は対象外となります。



要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。